

## 大規模接種におけるキャンセル対応

目的 武田／モデルナ社製ワクチン接種において、バイアル（瓶）ごとの接種数が10であることに鑑み、従来の市民キャンセル待ちで埋まらない場合に備え、職員によるキャンセル待ちを募り、廃棄となるワクチンを生じさせないようにする。

運用 下表のとおり1日当たり9人のキャンセル待ちを募る。

7/14（水）	企画財政部、総務部
7/15（木）	市民部、環境部
7/17（土）	福祉保健部、子ども家庭部
7/18（日）	都市整備部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課
7/21（水）	学校教育部、生涯学習部
以降、繰り返し又は運用状況を踏まえ見直し	

連絡方法 大規模接種会場責任者から、対象日の部長職者へ必要な人数を連絡  
水・木・日 午後1時15分までに部長職者へ連絡（午後2時15分までに来られる職員へ来場を依頼）  
土 午後3時までに部長職者へ連絡（午後4時までに来られる職員へ来場を依頼）

2回目接種 概ね4週間後の大規模接種会場での接種枠を確保する。

# ワクチン接種証明書 発行手続 第2回自治体向け説明会

令和3年7月9日(金)

内閣官房 副長官補室（コロナワクチン接種証明担当）  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

# 市区町村において検討・準備をお願いしたい事項

## 本日も説明する内容



### 1. 申請受付・交付方法の決定

- 受付方法（窓口か郵送か、どの窓口で受け付けるか）
- 交付タイミング（即日か後日か）

全般に関わる事項として

① 省令の改正案

### 2. 申請受付体制

- 本人確認、記載内容確認等を行える体制の準備

### 3. 審査・入力・発行体制

- 申請書類をもとに、VRSで照会・入力・発行（印刷）を行える体制の準備
- 印刷準備（プリンタや偽造防止用紙の用意）

③VRS  
でのテスト

②  
手続の  
詳細

### 4. 交付

- 証明書の交付（窓口・郵送）を行える体制の準備

### 5. 周知・広報

- 市区町村ホームページや広報紙等で、申請方法、申請先等の案内

④  
周知・  
広報に  
ついて

# 省令の改正案について

---

## 予防接種法施行規則 附則

第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であって、**海外渡航その他の事情により**、第四条第一項の**予防接種済証とは別に**当該予防接種を受けたことを**証する書類**（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。

2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。

# 省令の改正案について

## 様式第三（附則第十八条の二関係）

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓) 名(別名) [Surname(Former surname) (Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)	
国籍 [Nationality]	
旅券番号[Passport Number]	
1回目接種[First Dose]	2回目接種[Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること

# 事務手続の詳細

---

以下の形で、事務手続の詳細を準備しています。

## 1. 自治体向け予防接種の手引き（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き）の改訂

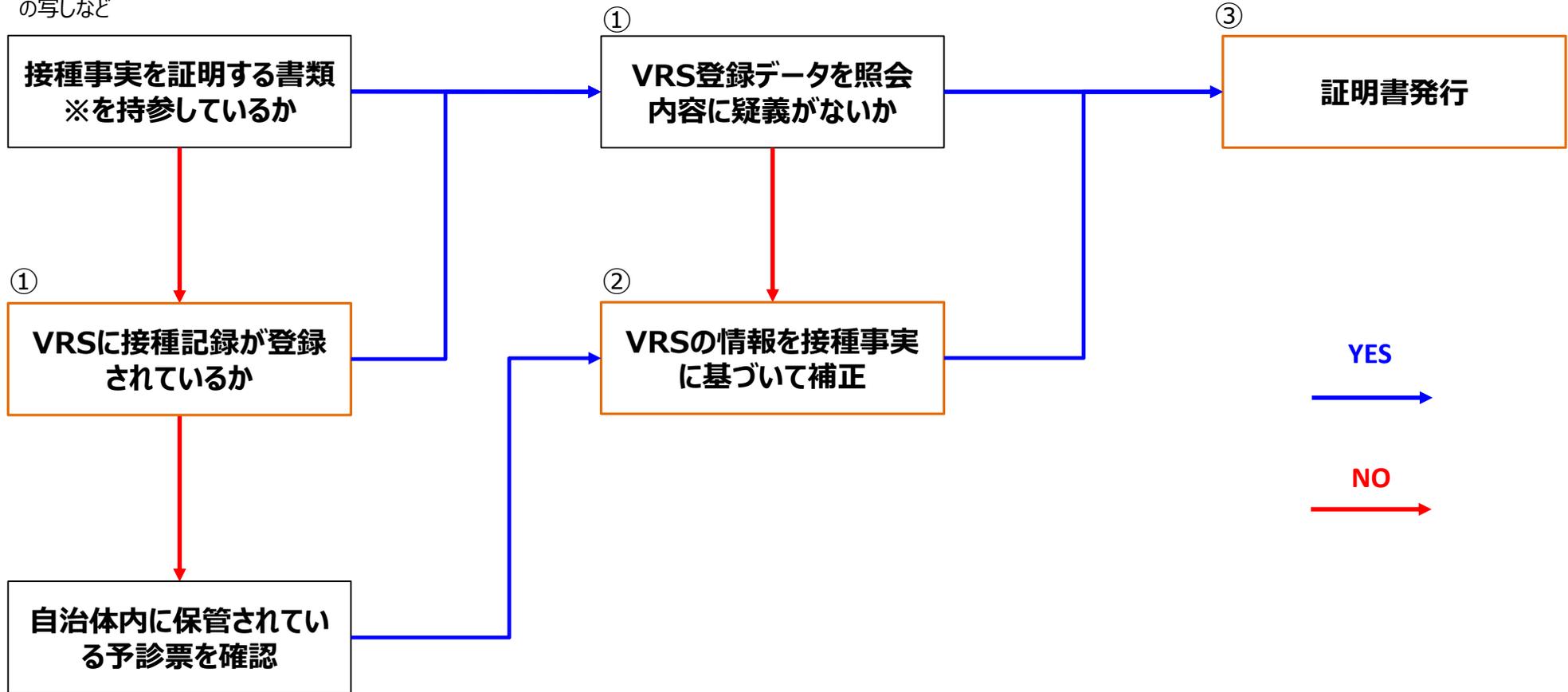
- 自治体向け予防接種の手引きは、予防接種法により第一号法定受託事務とされている事務その他の事項を総合的に示すものであり、地方自治法第245条の9に基づく処理基準
- 本手引きに、事務手続の概要を追記します
- 3.3版として改訂予定です

## 2. マニュアルの作成

- 事務手続の詳細を記載する資料として、マニュアルを作成します
- 手引きに記載の事項は、マニュアルでカバーする予定のため、手続の開始にあたってはマニュアルの参照をお願いします
- 別紙を用いてご説明します

# 接種事実の証明書類とVRSの確認フロー

※接種済証、接種記録書、予診票の写しなど



VRSの操作は、①VRS登録情報の照会、②VRS登録情報の補正、③証明書発行 で必要になります。

# ① VRS登録情報の照会

## 【接種券番号での照会】

←キャンセル

### 接種証明書

1 対象者の検索 — 2 ワクチン情報の確認 — 3 追加情報入力 — 4 発行

#### 対象者の検索

検索方法を選択してください

接種券番号      マイナンバー      「氏名」など

接種券番号を入力してください。

0 / 10

照会

## 【マイナンバーでの照会】

←キャンセル

### 接種証明書

1 対象者の検索 — 2 ワクチン情報の確認 — 3 追加情報入力 — 4 発行

#### 対象者の検索

検索方法を選択してください

接種券番号      マイナンバー      「氏名」など

マイナンバーを入力してください。

0 / 12

照会

## 【3情報での照会】

←キャンセル

### 接種証明書

1 対象者の検索 — 2 ワクチン情報の確認 — 3 追加情報入力 — 4 発行

#### 対象者の検索

検索方法を選択してください

接種券番号      マイナンバー      「氏名」など

氏名を入力してください：(カナ)

セイ      メイ

生年月日を入力してください

年  月  日

性別を選択してください

## 【照会結果】



該当するデータが見つかりました



該当するデータが見つかりましたが  
対象者の接種記録が1回分だけ登録されています

接種記録の補正が必要な場合は、  
「データ照会・補正」を押してください。  
転出入の状況を確認の上、1回分の証明書を  
発行する場合は「次へ」を押してください



対象者の接種記録が登録されていません  
接種記録情報を登録後に証明書発行可能です  
登録のため、「照会・補正」にアクセスしてください



対象者の接種券番号が登録されていません  
接種記録を登録できないため、VRSで証明書発行できません

※このパターンについては、VRSではなく  
簡易証明書発行様式（Excel）に  
よる発行を想定しています。

登録情報の照会は、接種券番号、マイナンバー、3情報のいずれかで検索することができます。

照会結果のメッセージを確認し、証明書の発行または登録情報の補正を行います。

## ②VRS登録情報の確認と補正

### 【登録情報の確認画面】

接種証明書

対象者の検索 ワクチン情報の確認 追加情報入力 発行

### ワクチン情報の確認

ワクチンの情報を確認してください

氏名(漢字) : 正常 正常  
氏名(カナ) : セイジョウ セイジョウ  
生年月日 : 2021年7月6日  
マイナンバー : 12340000021  
接種番号 : 4000000021

接種1回目

券種	接種
ワクチン	ファイザー
ワクチンロットNo.	11111111
接種日	2021年7月5日
自治体名	北海道旭川市
会場名	北海道
回数	1回目
医師名	
ワクチン接種量	0.3ml

接種2回目

券種	接種
ワクチン	ファイザー
ワクチンロットNo.	11111
接種日	2021年7月5日
自治体名	北海道旭川市
会場名	北海道
回数	2回目
医師名	
ワクチン接種量	0.3ml

戻る 「照会・補正」へ 次へ

### 【登録情報の補正】

印刷石

ワクチン接種量 0.3ml

戻る 「照会・補正」へ 次へ

登録情報を確認し、登録内容の補正が必要な場合は「照会・補正」メニューより登録データを補正して頂きます

# ③ 証明書の発行

## 【追加情報の入力】

対象者の検索    ワクチン情報の確認    追加情報入力    発行

### 追加情報入力

パスポートの情報を追加しますか？  
 はい    いいえ

旅券の国籍(Nationality)を選択してください:  
 日本(JAPAN)    外国

姓 (SURNAME)  
漢字: 正常    ローマ字 (パスポートと同じ)

名 (GIVEN NAME)  
漢字: 正常    ローマ字 (パスポートと同じ)

●別名併記を追加しない

旧姓 (FORMER SURNAME)  
漢字:    ローマ字:

別姓 (ALTERNATIVE SURNAME)  
漢字:    ローマ字:

別名 (ALTERNATIVE GIVEN NAME)  
漢字:    ローマ字:

旅券番号 (PASSPORT NO.)  
半角文字

6 / 10

戻る    次へ

## 【プレビューの確認】

発行  
証明書のプレビューで情報を確認して、発行してください

### 新型コロナウイルスワクチン接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19

姓(姓) / 名(別名)  
[Surname] / [Other Surname] / Given Name  
[Alternative Given Name]  
患者(土田) / 良子(花子)  
[KANJI] / [SUJICHIA] / YOSHIKO / HANAKO]

生年月日 [Date of birth (YYYY-MM-DD)]  
1985-02-19

国籍 [Nationality]:  
JAPAN

旅券番号 [Passport Number]:  
TR123456



1回目 [First Dose]:	2回目 [Second Dose]:
ワクチン種類 [Vaccine Type]: C19-mRNA	ワクチン種類 [Vaccine Type]: C19-mRNA
メーカー [Manufacturer]: ファイザー [Pfizer]	メーカー [Manufacturer]: ファイザー [Pfizer]
製品名 [Product Name]: コミナティ [Comirnaty]	製品名 [Product Name]: コミナティ [Comirnaty]
製造番号 [Lot number]: CTMAVXXXX	製造番号 [Lot number]: CTMAVXXXX
接種日時 [Vaccination Date]: 2021-05-30	接種日時 [Vaccination Date]: 2021-06-25
接種国 [Country of vaccination]: 日本 [JAPAN]	接種国 [Country of vaccination]: 日本 [JAPAN]

証明書発行機関 [Certificate Issuance Authority]  
〇〇県●●市長 [Mayor of ●● City, ○○ Prefecture]  
日本厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]:  
XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXX

発行日 [Issue Date]:  
2021-06-21

← 戻る    発行

パスポート情報など必要な追加情報を登録頂き、接種証明書を発行することができます。

# 疑義が発生する可能性のある登録データについて

## 【確認が必要なデータの例】

種別	内容
前提	接種対象者登録がそもそもされていない
日付	4/11以前の接種だが、先行接種対象者に設定されていない
	接種日が未来の日付になっていたり、ワクチン接種が始まった2021/02/17より前などになっている
	一回目接種より、二回目接種が早い日付になっている
	一回目接種と二回目接種の間に十分な期間がない（ファイザー 3 週間、モデルナ 4 週間）
ワクチン	5/24以前にモデルナワクチンが登録されている
	大規模接種会場、職域接種会場以外でモデルナワクチンが登録されている
	ファイザー、モデルナ以外のワクチンが登録されている
接種状況	直近で転入していないのに、二回目接種しか登録されていない
	直近一か月で転出、死亡、消除処理などをしていないのに一回目接種しか登録されていない
	先行接種対象者以外で、5/3以前に二回目接種の記録がある
	6/21以前に、モデルワクチンの二回目接種の記録がある
	デモ用アカウント（自治体名：霞が関市、自治体コード：000001）で接種記録が登録されている

**VRSから出力できる接種記録をもとに補正が必要なデータがないかを一定数確認することができます。予防接種台帳に登録されているデータや、独自の予約システム・健康管理システム、また予診票そのものなどを確認頂き必要に応じて正しいデータに補正してください。**

# VRSを利用した証明書発行テストについて

## テストを行う環境

- テスト用の自治体（霞ヶ関市）を用意します
- テスト用の自治体にアクセスするためのテストアカウントのID・パスワードを提供します（全国で共通のアカウント）
- テスト用の接種対象者情報を登録します（各自治体別々のテスト対象者・記録で証明書発行をテストできます）

## テスト期間

- 7月13日(火)～7月16日(金)の 07:00～ 23:00
- テスト期間終了後は、テストアカウントでログインできなくなります

テストアカウント情報など、  
詳細は改めて事務連絡で  
御連絡します

## テスト概要（推奨）

- 本資料及び別途お知らせするマニュアルを参照して、接種証明書の発行を実施してみてください
- 申請受付から証明書印刷まで、実際に担当するメンバー、環境（パソコン、用紙など）でテストしてみてください
- 色々な想定されるシチュエーション（未登録者対応など）に備えて、接種対象者情報・接種記録を補正してみて、申請受付～発行までの想定対応を確認してください ※自自治体に割り当てられた接種対象者情報・接種記録は補正してOKです

## やってはいけないこと

- 各自治体でも証明書発行機能が7月13日（火）に利用可能となります。正規の環境での誤操作にお気をつけください。
- 全国で共通のアカウントです。テストアカウントのパスワードを変更しないでください。
- テストアカウントで、「照会・補正」「証明書発行・履歴確認」以外の機能を使用しないでください。
- テストアカウントでは、実際の接種対象者・接種記録を絶対に入力しないでください。入力内容は他自治体でも閲覧可能です。
- 各自治体別々の対象者情報を登録しています。他の自治体用のテスト対象者・記録のデータを補正しないでください。

# 簡易証明書発行様式を利用した証明書発行テストについて

---

## テストを行う環境

- VRSで接種証明書を発行できない場合に使用する、簡易証明書発行様式を配布します
- 随時レイアウト調整等を行っているため、最新のものを御利用ください。

## テスト期間

- 7月13日(火)以降随時

## テスト概要（推奨）

- 本資料及び別途お知らせするマニュアルを参照して、接種証明書の発行を実施してみてください
- 申請受付から証明書印刷まで、実際に担当するメンバー、環境（パソコン、用紙など）でテストしてみてください

# 周知・広報について

報道発表等、国によるメディア・Webサイトなどを通じた周知・広報の開始日はいつか。

改正省令の公布を12日に予定しており、それ以降に周知、広報を行う予定です。  
自治体においても周知広報を行っていただくようお願いいたします。

不当な差別につながらないように十分留意することとあるが、配布物等の準備を行う予定はあるか。  
民間において接種証明書を用いた独自のサービスを企画する可能性があるが（例えば「証明書のある方は  
コーヒー半額！」など）、「広く周知する」以上に踏み込んだ対策を講じる考えはあるか。

接種証明書の利用に関しては、基本的な考え方を示すことを検討しています。

国で市民からの問い合わせコールセンターをつくってほしい。

接種証明書の意義などの制度全般に関する一般の方からの問い合わせについては、新型コロナワクチン  
コールセンター（0120-761-770）にお問い合わせいただけます。

接種証明書の発行手続等に関する問い合わせについては、各自治体にてご対応いただきますようお願いし  
ます。

広報紙・チラシやウェブサイト等への掲載原稿案、広報素材などを提供してほしい。

掲載原稿案や広報素材の提供は予定しておりません。

## 今後のスケジュール（予定）

---

- 7月12日(月)**                    **予防接種法施行規則の一部を改正する省令公布**
- 7月13日の週**                    **VRSを用いた証明書発行テスト、追加の質問受付**  
※ VRSのアカウント追加が必要な場合はIT室へ申請をお願いします。
- 7月21日(水)頃**                    **追加で頂いた質問に対する回答**
- 7月26日(月)**                    **改正省令の施行、接種証明書の交付申請受付開始**

# Q&A

---

本説明会開催中に頂いたご質問への回答

事務連絡  
令和3年7月12日

市立小・中学校長各位

学務課長 本木 直明  
(公印省略)

### 学校施設設備の目的外利用について

標題の件につきましては、日頃より適切な管理をして頂き有難うございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、東京都内のほとんどの地域は令和3年7月11日まで「まん延防止等重点措置」の対象となっていたところです。同措置の運動施設の要請も考慮し、本市の学校施設設備の目的外利用については、感染対策を講じた上で20時までの利用としておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者は、再度、増加し、同年7月8日、国は同年7月12日から8月22日までを期間とする緊急事態宣言を発出しました。東京都は宣言の緊急事態措置として、都民に対する日中を含めた不要不急の外出・移動の制限、事業者に対する休業や営業時間短縮の要請を実施しています。その中で、運動施設については営業時間を5時から20時までとしているところです。

一方、東京都教育委員会は、同年7月8日付けで各自治体の教育委員会に対し、「学校において変異株によるクラスター等がみられることから、」「学校における感染症対策を一層徹底していただくとともに、」「夏季休業日等においても不要不急の外出はしない、友達の家で遊ばない、友達と会食しないなど、保護者の皆様に周知」するよう求めています。

しかしながら、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間が長期にわたり、学校において児童・生徒の心の健康について配慮しているものの、家庭における心のケアについてもより一層の配慮が必要であること等を考慮し、学校施設設備の目的外利用については、下記のように、一部緩和して利用を可とすることといたしました。

夏季休業日前においては、児童・生徒への感染対策をより一層講じる必要があるため、一部緩和を校庭のみに限定しましたが、夏季休業日中においては、児童・生徒の心の健康について、より配慮した利用としているところです。

つきましては、緊急事態宣言中における学校施設設備の目的外利用の方針については、夏季休業日前と夏季休業日中に区分し、下記のように決定いたしました。

たので、よろしくご高配のほど、お願い申し上げます。

## 記

### 1 校庭、体育館等、屋内外の施設設備の目的外利用について

令和3年7月12日(月)から利用を不可とするが、次の2及び3のように一部を緩和する。

ただし、利用各団体において使用場所の使用前後における消毒等の措置を徹底し、各利用者についても適宜マスク着用、手洗い等の感染症対策を実施することを厳守させること。

### 2 夏季休業日前の宣言期間(7/12~7/20)の取扱い

○教室 : 不可

○屋内運動場など屋内施設 : 不可

○校庭などの屋外施設 : 土曜日・日曜日のみ17時まで可(ただし、児童・生徒が活動の中心である団体のみ)

○南中テニスコート(夜間開放) : 従前どおりの曜日で、19時から20時まで可

○一中テニスコート : 従前どおり15時まで可

○一中クラブハウス(談話室・柔剣道場) : 不可

### 3 夏季休業日中の宣言期間(7/21~8/22)の取扱い

○教室 : 不可

○屋内運動場など屋内施設 : 20時まで可

○校庭などの屋外施設 : 20時まで可(ただし、照明施設の無い施設は、日没以降の活動は行わない。)

○南中テニスコート(夜間開放) : 従前どおりの曜日で、19時から20時まで可

○一中テニスコート : 従前どおり15時まで可

○一中クラブハウス(談話室・柔剣道場) : 20時まで可

### 4 状況に応じた対応の見直し等

上記措置については、今後の社会状況の推移に応じて適宜見直す可能性がある。

5 上記4とは別に、各学校の状況に応じて、学校ごとに上記措置を更に制限する内容に見直す場合がある。

6 利用に際しての注意事項【重要】 ※変更部分に波線をかけています。

- (1) 当日の参加者一覧を作成し、2週間保管する。
- (2) 指導者等の参加はできる限り少人数で行うこととする。特に、保護者の見学（学校敷地外の道路などからの見学も含む。）は行わない。
- (3) 発熱又は風邪症状がある場合は参加を見合わせる。
- (4) 指導者等を含め事前の検温を徹底し、感染者が確認された場合には資料として参加者一覧とともに提出できるように記録しておく。
- (5) 利用における詳細については、あらかじめ学校と確認をする。
- (6) 感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
- (7) 球技におけるゲームは行わない。
- (8) 活動中の大声は控える。
- (9) 他の団体と合同で活動は行わない。
- (10) 熱中症予防に努め、WBGTを定期的に確認し、数値が31以上の際には活動を中止する。
- (11) 熱中症予防として一時的に外す場合を除き、プレー中以外はマスクを着用する。また、マスクを外す場面で会話をしない。
- (12) 一人の子どもの利用時間は、1日2時間以内とする。
- (13) 活動後は水道の蛇口、用具倉庫等、利用した設備・器具を消毒する。
- (14) 終了後は速やかに校地内から退去する。
- (15) 終了後、新型コロナウイルス感染症対策のチェックリストを記入の上、学校に提出する。
- (16) 施設内での飲食は行わない（スポーツ実施中の水分補給を除く。）。

7 添付資料

- (1) 3教総総第905号「緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について（依頼）」
- (2) 3教総総第905号「緊急事態宣言下に伴う都立学校の対応について（依頼）」
- (3) 令和3年7月8日東京都資料「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」

**【問い合わせ先】**

学校教育部 学務課 森谷

042-387-9874

3 教総総第 905 号

令和 3 年 7 月 8 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司

(公印省略)

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の  
一層の徹底について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 3 年 6 月 18 日付 3 教総総第 744 号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について (依頼)」により、都立学校における取組を参考にお知らせするとともに、貴教育委員会における感染症防止に向けた万全な対策をお願いしたところです。

本日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は 7 月 12 日から 8 月 22 日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

学校において変異株によるクラスター等が見られていることから、貴教育委員会におかれましては、学校における感染症対策を一層徹底していただくとともに、児童・生徒等の体調が悪い時は休養させる、夏季休業日等においても不要不急の外出はしない、友達の家で遊ばない、友達と会食しないなど、保護者の皆様に周知いただくようお願いします。

また、児童・生徒の心身の健康を維持するため、校外活動など教育活動を工夫して行うとともに、一人 1 台の学習者用端末を活用した取組の推進や、感染不安や感染予防により登校できない児童・生徒等に対するオンライン等を活用した個別の対応についても、改めて特段のご配慮をお願いします。

なお、感染症対策の一層の徹底について、都立学校宛に通知しましたので情報提供いたします。

(担当)

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症  
対策本部事務局 (教育庁総務部総務課内)

電 話 03 (5320) 6718

3 教総総第 905 号  
令和 3 年 7 月 8 日

各都立学校長  
庁内各部長  
多摩教育事務所長  
教育庁各出張所長  
各事業所長

殿

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)  
藤田 裕司  
(公印省略)

緊急事態宣言下に伴う都立学校の対応について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 3 年 6 月 18 日付 3 教総総第 744 号「まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について (依頼)」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

本日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は 7 月 12 日から 8 月 22 日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

都立学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクが高いことを踏まえ、下記のとおり、学校や家庭での感染症対策を一層徹底してください。特に、部活動や学校内外での飲食等による感染事例が見られていることから、マスクの着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅など、児童・生徒等への感染症対策の指導をお願いします。夏季休業期間においても、日中も含めた不要不急の外出・移動自粛、友達と会食しないなど、児童・生徒等への感染症対策の指導とともに、保護者の皆様への周知もお願いします。児童・生徒等へ指導を行う教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

## 記

### 1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

### 2 時差通学・オンラインの活用等

高等学校、中等教育学校及び附属中学校においては、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を徹底するとともに、短縮授業、オンラインを活用した分散登校など、各学校において、感染症対策を徹底した教育活動を実施する。

### 3 児童・生徒等に対する指導の徹底

#### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック  
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

#### (2) 学習活動について

- 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

（例）

- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

#### (3) 部活動について

- 全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場や定期演奏会等の実施は可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習

試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和3年3月5日付2教総総第2566号添付の別紙1「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙2「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合には、別紙1を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。
- 大会等参加中は、保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 定期演奏会等開催のための準備に卒業生や保護者は参加させず、また、開催に当たっては、無観客による映像収録やオンライン配信とするなどの工夫を行う。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
  - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
  - ・部活動実施前後の更衣等における会話はしない。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

#### (4) 学校行事について

- 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。ただし、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施

方法等を工夫して行うことができる。

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止とする。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

#### (5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

(黙食の徹底)

- 児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

#### (6) 放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
- 繁華街やカラオケ、ゲームセンター等に行かない。
- 友達の家で遊ばない。
- 友達と会食しない。
- 旅行しない。
- 食事中は会話しない。
- 不要なアルバイトは控える。

### 4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

#### (1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。
- 繁華街に外出しない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

### 5 教職員の勤務

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる。

（従前の令和2年5月25日付2教総総第518号通知「2」「(5)」のとおり）

なお、緊急事態宣言下における夏季休業期間中は、校務に支障がない範囲で、上記の自宅勤務や時差勤務の一層の活用を検討されたい。

## 6 教職員等の健康管理の徹底

### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際も必ずマスク着用)
- 毎朝検温、健康観察(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
- 出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

### (2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

#### (黙食の徹底)

- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

### (3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

- 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。
- 繁華街に外出しない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
- 毎朝検温、健康観察(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

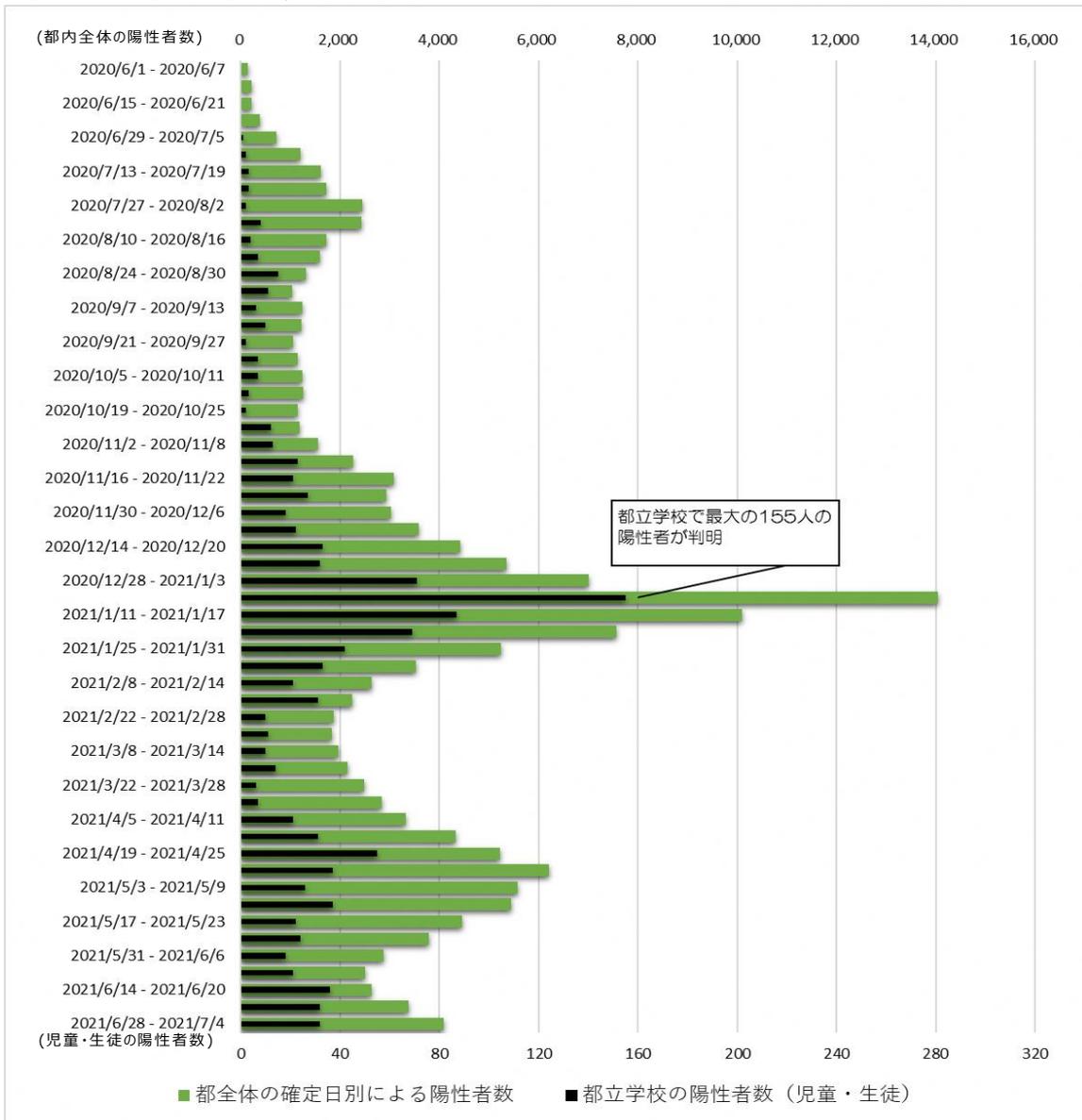
## 7 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

参 考：都立学校の感染状況

(学校再開後の令和2年6月1日から令和3年7月4日までの集計・速報値)

■ 児童・生徒等 (計 1,253 人) ※参考：都立学校の児童・生徒等 (在籍数) は約 15 万人



期間	自	6月29日	7月6日	7月13日	7月20日	7月27日	8月3日	8月10日	8月17日	8月24日	8月31日	9月7日	9月14日	9月21日	9月28日	計
	至	7月5日	7月12日	7月19日	7月26日	8月2日	8月9日	8月16日	8月23日	8月30日	9月6日	9月13日	9月20日	9月27日	10月4日	
計		1	2	3	3	2	8	4	7	15	11	6	10	2	7	81
期間	自	10月5日	10月12日	10月19日	10月26日	11月2日	11月9日	11月16日	11月23日	11月30日	12月7日	12月14日	12月21日	12月28日	1月4日	累計
	至	10月11日	10月18日	10月25日	11月1日	11月8日	11月15日	11月22日	11月29日	12月6日	12月13日	12月20日	12月27日	1月3日	1月10日	
計		7	3	2	12	13	23	21	27	18	22	33	32	71	155	520
期間	自	1月11日	1月18日	1月25日	2月1日	2月8日	2月15日	2月22日	3月1日	3月8日	3月15日	3月22日	3月29日	4月5日	4月12日	累計
	至	1月17日	1月24日	1月31日	2月7日	2月14日	2月21日	2月28日	3月7日	3月14日	3月21日	3月28日	4月4日	4月11日	4月18日	
計		87	69	42	33	21	31	10	11	10	14	6	7	21	31	913
期間	自	4月19日	4月26日	5月3日	5月10日	5月17日	5月24日	5月31日	6月7日	6月14日	6月21日	6月28日				累計
	至	4月25日	5月2日	5月9日	5月16日	5月23日	5月30日	6月6日	6月13日	6月20日	6月27日	7月4日				
計		55	37	26	37	22	24	18	21	36	32	32				1,253

(担当)

**【教育活動について】**

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03 (5320) 6753

**【感染症対策の徹底について】**

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03 (5320) 6877

**【教職員の服務について】**

人事部職員課

電 話 03 (5320) 6792

**【教職員の自宅勤務・休暇について】**

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

**【ガイドラインについて】**

総務部教育政策課

電 話 03 (5320) 6713

**【その他本通知に関すること】**

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症

対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

電 話 03 (5320) 6718

小金井市長 西岡真一郎 様  
小金井市教育長 大熊雅士 様

2021年7月9日（金）

## 緊急事態宣言下における学校施設の目的外利用実施に関する要望

小金井市議会  
会派：小金井をおもしろくする会

東京都における4度目の緊急事態宣言が7月12日から発出されることになりました。子どもの心身の健康のために、以下の点を要望します。

### <要望>

緊急事態宣言下においても、市立小中学校施設の目的外利用を実施すること

### <理由>

- ・名簿管理が可能な団体の施設利用を認めることで、一般の人が利用する他の場所での密状態の緩和に一定の効果が期待できる。
- ・コロナ禍で子どもたちが強いストレスを受けていることが、コロナ×こどもアンケート（国立成育医療研究センター）結果でもわかる。身体を動かしてストレスを発散する機会の創出が必要（参照）[https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19\\_kodomo/report/#01](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/#01)
- ・五輪は開催するが、一都三県の会場は無観客と報道されている。スポーツ活動そのものを止めるのではなく、活動を前提として観戦の中止や活動上での最大限の感染症対策を条件とすることは理にかなっている。
- ・各団体も工夫をして、各団体の責任において感染対策を実施している。

教員の負担増にならないよう配慮しつつ、子どもたちの安全・安心に直結することを最優先として感染対策を万全に、使った施設備品の消毒を徹底することなどを利用団体へ遵守してもらうことなど含め、小金井市、小金井市教育委員会としての対応を検討いただきたい。

以上、よろしくお願いいたします。

## 緊急事態宣言の発令による市施設の対応について

## 【市関連施設】

施設名	対応	備考
[集会施設] 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設※、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	開館中＝午前9時～午後8時 （イベント開催時は21：00まで）	・各施設定員の概ね1／2以下 ・カラオケ設備使用自粛 ※前原暫定集会施設は、12月末まで貸出中止
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	開館中＝午前9時～午後8時 （イベント開催時は21：00まで）	・各施設定員の概ね1／2以下
はけの森美術館	展示替えのため休館中 7/28より所蔵作品展開催（館内人数制限）	

## 【スポーツ関連施設】

施設名	対応	備考
総合体育館	開館中＝午後8時まで	・各施設利用人数制限
栗山公園健康運動センター		
一中クラブハウス	7月20日まで休館 7月21日から開館	・7月21日以降、開館時間＝午後8時まで
一中テニスコート	開放中＝午前9時～午後3時	
南中学校テニスコート夜間開放	開放中＝午後7時～午後8時	
上水公園運動施設（グラウンド・テニスコート）	開場中＝午前7時～午後7時	・会議室・談話室人数制限 （概ね1／2以下）
市テニスコート場	開場中＝午前9時～午後7時	

## 【図書館・公民館 ほか】

施設名	対応	備考
図書館本館	開館中＝午前10時～午後5時 （水木金は1階のみ午後8時まで）	・館内利用は30分 ・本館別館の個人利用中止
図書館緑分室	開館中＝午前10時～午後5時	・イベント事業は個別対応
図書館東分室・貫井北分室	開館中＝午前9時～午後7時	
西之台会館図書室	開館中＝午前10時～午後5時	
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	開館中＝午前9時～午後8時 （イベント開催時は21：00まで）	・各施設定員の概ね1／2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請 ・緑分館の野外調理場は引き続き利用中止
清里山荘	開館中（7月12日～8月22日の新規申し込みは利用不可）	
文化財センター	開館中	館内人数制限（概ね1／2以下）
環境楽習館	開館中	
本町・東・貫井南・緑児童館	開館中（東児童館、貫井南児童館の夜間開館日は午後7時まで）	

※新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に基づく対応とする。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年7月8日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から8月22日（日曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

- **特に、以下のことについて徹底することを要請** (法第45条第1項)

- ・ **20時以降の不要不急の外出を自粛すること**
- ・ **混雑している場所や時間を避けて行動すること**
- ・ **感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること**
- ・ **不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること**
- ・ **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること**

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設 (第11号) 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●休業を要請（法第45条第2項） 〔酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。〕
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 (第14号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等 (第5号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

# 3. 事業者向けの要請等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

<b>施設の種類</b> <b>(施行令第11条)</b>	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） （飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置の実施</b>を要請（法第45条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項）</li> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置の実施</b>を要請（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請等

## (2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照）</li><li>●営業時間短縮を要請<ul style="list-style-type: none"><li>○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li><li>○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼</li></ul></li></ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"><li>○映画館 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li></ul>
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項）<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員に対する検査の勧奨</li><li>・入場をする者の整理等</li><li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・手指の消毒設備の設置</li><li>・事業を行う場所の消毒</li><li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li><li>・施設の換気</li><li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li></ul></li></ul>
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"><li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請（法第24条第9項）</li><li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項）</li><li>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</li></ul>

# 3. 事業者向けの要請等

## (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照）</li> <li>●営業時間の短縮               <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）</li> <li>（1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼</li> </ul> </li> <li>○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li> </ul>
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> </ul>
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項）</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項）</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設)  <b>営業時間短縮(5時～20時)</b>を要請(法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)</li> <li>(1,000㎡以下の施設)            営業時間短縮(5時～20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li> </ul>
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置の実施</b>を要請 (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛</b>を要請(法第24条第9項)</li> </ul>
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</b>を要請 (法第24条第9項)</li> <li>● <b>業種別ガイドラインの遵守</b>(法第24条第9項)</li> </ul>

# 3. 事業者向けの要請等

## (5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守**等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）